

世界銀行査閲パネルの実行に関する一考察

ア룬第3ダムプロジェクトにおける査閲プロセスの検討を通じて

佐藤 哲

Abstract

The World Bank Inspection Panel was created by the resolution of the Bank's Executive Directors as an independent body within the Bank's structure. Once the Panel finds the request eligible, it would recommend to the Board that it authorizes an investigation. After the Board decides the matter is to be investigated, the Panel conducts the investigation. The Panel considers all relevant facts and then submits its findings on whether the Bank has complied with its policies and procedures in a report to the Board. The Board, based on all information before it, will then decide on any actions to be taken in this respect.

Although the establishment of the Inspection Panel is an important step in moving toward public accountability and transparency and ultimately toward improved project quality at the Bank, there are problems in the Inspection Panel process.

This paper focuses on problems of the Inspection Panel process regarding the Arun Request which was the first request for Inspection to be received by the Inspection Panel. As the result of the analysis, we see that there are problems of the eligibility of the complaint, the shortage of information disclosure and the introduction of the remedial action plan by Management.

キーワード……査閲プロセス 調査報告 適格性 行動計画 情報公開

はじめに

現在、世界銀行や国際通貨基金などの国際金融機関の活動の人権や社会・環境に与える影響についての関心が、国際的に高まっている。発展途上国に対する開発援助政策や途上国自体の政策がその国の市民の生活改善を実現しないばかりか、逆に生活を破壊しており、その政策に妥当性がない場合、それを是正する手続があれば、途上国市民のための生活改善により実効的な政策の実施が可能になる。

とくに世界銀行(以下世銀と略)は、自ら創り出した政策・指針の遵守を監視するため、一定の

独立性を持つとされている調査機関を創設した。それが査閲パネル(Inspection Panel、以下パネルと略)である。パネルは、プロジェクト実施によって影響を受ける住民からの申し立て(request)を受け、理事会により承認されると、そのプロジェクトが世銀政策および手続きを遵守しているかどうか調査をし、その結果を理事会に報告する。その報告書は公表されるので、世銀業務に関して一定の透明性およびアカウンタビリティが保たれるようになったといわれるようになったが、未だに問題を指摘する声が絶えない。

パネルの設立以来、これまで数多くの申し立てがなされたなかで、アルン第3ダム建設プロジェクト(4で具体的に説明する)におけるパネルの実行は、初めて申し立てを受理しただけでなく、本格調査にまで進み、最終的にはその調査の対象となったプロジェクトの中止に至ったという経過をたどった点で特徴的である。このパネルの実行を考察することは、世界銀行という国際金融機関が個人の申し立てを直接に受け入れ、その機関内部の一独立調査機関がその機能を発揮することで、プロジェクトの実施にどのような影響を及ぼすのかどうかを確認するための一助となるはずである。本稿では、設立決議に対する NGO および識者による評価において指摘されているいくつかの問題点¹⁾に関しては詳細な分析は行わず、アルンダムプロジェクトに対する査閲プロセスにおいて、パネルが決議で予定されている権限の範囲内で、独立した立場から公正な調査をおこなっていたのかどうかを考察し、そこから認識された問題点を検討する。まず、パネル設立の経緯、パネルの権限、査閲手続き、アルンダムプロジェクトにおけるパネルの査閲プロセスおよび調査報告書の内容を概観することとし、最後に査閲プロセスにおけるいくつかの問題点を挙げる。

1 パネルの設立

80年代には、インドのナルマダ(Narmada)ダム²⁾など住民の生活に多大な影響を与える世銀プロジェクトが問題化するようになった。世銀はそのような状況のなかでプロジェクトに反対する住民や NGO の要求に応え、非自発的移住や先住民族に関する業務マニュアルや業務指令を整備し始めた。ただし、これらのマニュアルを遵守させる手段については内部的監査のみが存在した³⁾。

国際 NGO や住民の強固な反対により世銀は、これらのプロジェクトの再評価を行ったが、モース報告で多くの問題を指摘され⁴⁾、さらに世銀の内部報告であるワッペンハンス報告によると世銀プロジェクトのじつに 37%に問題があることも判明した⁵⁾。これらが後押しとなり、世銀は NGO など为先頭とした国際世論の要求を受け、93年9月には、パネルの設立に関する理事会決議が採択され、パネルの設立を決定した⁶⁾。

パネルは2000年末までに19件の申し立てを受けており、パネルが9回の調査勧告をしたにもかかわらず、5つのケースにおいてのみ理事会によって調査権限を与えられたということが

判明している⁷⁾。このような状況のなかで、本格調査がおこなわれ、プロジェクトの中止にまで至ったネパールのアルンダムプロジェクトのケースは注目されるのである。

2 パネルの目的および権限

2-1 パネルの目的

パネルの設立決議にはパネルの目的についての記述はなされていないが、1994年8月に採択した業務ガイドラインでは、プロジェクトにより直接被害を受けている人々に世銀に対してその政策や手続を遵守するよう要請することができる独立の場を提供することと説明がされている⁸⁾。あるパネルの査閲委員(Inspector)経験者は、「決議によると、パネルは二つの主要な機能をもっている。そのひとつは世銀の業務政策をマネージメントが遵守しているかを監視することであり、もう一つは被害を受けるまたは受ける恐れのある住民の「物質的な(material)被害」を評価することである」と述べている⁹⁾。

2-2 パネルの権限

パネルは世銀グループのIBRD(国際復興開発銀行)とIDA(国際開発協会)の決議をもとに設立されているので、調査対象はこの二つの機関のプロジェクトに限られる¹⁰⁾。規則制定権はパネル業務に関する手続きについての規則を採択することだけに限定されており¹¹⁾、新しい規準を制定する権限もなく、また既存の業務政策および手続きを修正する権限もない¹²⁾。パネルは、業務ガイドラインを採択したが、それを構成する諸規則は、パネルの業務の詳細を定めることを目的としている¹³⁾。

パネルが調査をする場合、その対象として認められているのは、世銀の業務政策・手続き、業務指令などの文書の不遵守に関する問題のみである。また、借入国の責任に帰する問題で、世銀側での作為または不作為をとまならない場合、借入国による物品および役務の調達に関する決定、加えて融資提供が終わったプロジェクト、もしくは実質的に大半の資金の提供が終わった後の段階のプロジェクトを申し立ての対象とすることはできない。もっとも、パネルが以前に勧告をおこなった問題に関して、以前の申し立ての際には知られなかった新たな証拠ないしは状況が存する場合は、調査の対象として認められる¹⁴⁾。

3 査閲手続き

3-1 申し立て受理および予備調査

申し立てを受理してから予備調査を終えるまでは次のような手続きを経る。1)申し立てを知らされてから21日以内に、世銀マネージメントはパネルに対して返答し、政策・手続きが遵守

されている証拠ないし遵守の意向を示す¹⁵⁾。2)世銀マネジメントから返答を受けて21日以内に、パネルは申し立て要件が満たされているかどうかを判断して、本調査がなされるべきかどうかを理事会に勧告をする¹⁶⁾。

3-2 本調査

1)理事会が本調査を認める決定をすると、パネルの議長はパネル委員を選任する¹⁷⁾。2)パネルは世銀スタッフや資料に対するアクセスを保障される。現地調査の実施には借り入れ国の事前の承認が求められている¹⁸⁾。3)パネルは報告書を理事および総裁に提出する¹⁹⁾。世銀マネジメントは6週間以内にその結果に対応した勧告を提出する。理事会がこれらの報告を検討してから2週間以内に、調査の結果ととられた行動は公開される²⁰⁾。

4 アルン第3ダムプロジェクトとは

アルン第3(Arun No.3)ダムの建設計画は、我が国の国際協力事業団(JICA)が行った「コシ川流域水資源開発事前調査」との関連で考案されたプロジェクトである。その後、JICAは、1985年11月から12月にかけて「アルン第3水力発電プロジェクト事前調査」を実施した。これを基にしたフィジビリティ調査がおこなわれ、プロジェクトの提案がなされたが、それは高さ65メートルのコンクリート重力式ダムを建設し、最大出力402メガワットの発電をおこなうというものであった²¹⁾。

この提案に沿って、日本とドイツの会社が詳細設計(D/D)を行い、発電計画は当初の半分にはなったが、1990年末に完成した。総投資額は、7億4600万ドルと見積もられた。そして、この必要な資金のうち、世銀が1億9000万ドル、アジア開発銀行が1億5000万ドル、日本が1億3000万ドル、ドイツが1億1000万ドルを分担したとされる²²⁾。また、ダム建設のほか117kmのアクセス道路、11kmのトンネル450kmの送電線を建設する必要があり、すべてを含めると10億8,200万ドルに上る²³⁾。

このプロジェクトに対し、ネパールのNGOは強く反発した。その理由としては、プロジェクトの立案過程における住民参加の欠如、プロジェクトのコストが、ネパールの国家予算の1・5倍にものぼりネパールに大きな返済負担を招くこと、氷河湖決壊洪水(GLOF, Glacier Lake Outburst Flood)の問題および地震多発を前提にした耐震性の問題に対する考慮が不十分であること、アクセス道路の建設が、環境破壊、特に森林破壊を誘発すること、などの各種問題の存在であった²⁴⁾。そして、ネパールのNGOの連合体である「アルン関心グループ(Arun Concerned Group)」は、1994年10月、世銀の査閲パネルに対して問題を持ち込むこととなった。

5 アルン第3ダムプロジェクトに対するパネルの査閲プロセス

5-1 パネルに対する申し立て

パネルは1994年10月24日、ネパールNGOの連合体であるアルン関心グループから、設立以来初めての申し立てを受理した。申し立て人は、カトマンドウ(Kathmandu)の住民2名と匿名である影響を受ける地域の住民であった。申し立ては、国際開発協会(以下 IDA と略)が経済評価、情報公開、環境影響評価、非自発的移住(involuntary resettlement)および先住民(indigenous people)に関する政策および手続に関して遵守していないことを指摘している²⁵⁾。

また、地元NGOのエネルギー同盟(Alliance for Energy)はネパールの長期的エネルギー需要に関して独自に評価し、公的および民間セクター両方におけるネパールの既存の能力を開発することに着目した一連の実行可能な代替案を提示した。それは大都市集中排除を志向し、プロジェクトを地方が管理コントロールするというものであった²⁶⁾。

申し立て人は、これらの代替案も評価されるべきで、それをしないことによって世銀は本プロジェクトの環境影響評価および経済評価に関する政策に違反したと主張している²⁷⁾。同時に、プロジェクトを進展させるかどうかの決定に際し、環境および社会的問題が関連付けられなかったことも世銀の政策に違反していることも申し立て人は述べている。かつて道路のルートが谷側に変更されたとき、世銀は補足的な評価の要請をしなかったのである²⁸⁾。

さらに同申し立てでは、プロジェクトに関する情報公開についても、世銀が技術的情報、環境影響評価、および世銀スタッフ審査報告など同銀行の新しい情報公開政策のもとでは利用できるプロジェクトの情報を公表しなかったとしている²⁹⁾。そして、影響を受ける人々がプロジェクトの便益を共有する機会がないこと、移住させられる人々から収用した土地は過小評価されており、人々は土地に関する現金の補償を受け取っているだけであること³⁰⁾、先住民の生活状況がプロジェクトによってさらに悪化していること³¹⁾を指摘して、世銀の移住および先住民政策の違反も問題としている。

5-2 マネージメントの返答

これに対し、1994年11月22日、マネージメントはパネルへの返答のなかで、プロジェクトの立案および調査において、同銀行の政策及び手続きを遵守していたことを主張した³²⁾。そして、プロジェクト立案の際には作成されていなかった上記経済評価政策の適用可能性を否定した。また、リスク分析も含めてネパールの電力需要に適合するかどうかについての代替案の評価は、プロジェクト準備期間に完了したと述べている³³⁾。

また、マネージメントは技術情報を公表することにおいていくつかの遅滞を認めただけでも、それ以外に関しては、情報公開政策に従っていると主張した³⁴⁾。そのうえ、プロジェクトは環境影響評価および非自発的移住両方の政策を遵守しており、移住計画は順調に進行していると

返答した³⁵⁾。

5 - 3 理事会に対するパネル勧告

マネージメントからの返答を受理した後、パネルは、世銀の記録、スタッフのインタビューおよび現地調査に基づいた分析のもと、IDA 政策違反が存在するという報告をした。そして 1994 年 12 月 16 日に環境影響評価、非自発的移住および先住民族を取り扱う分野での調査を勧告した³⁶⁾。

パネルは情報公開政策そのものが新しい政策であること³⁷⁾およびその発展が非常に早いことにより政策を全て遵守することは可能ではなかったという理由から、情報公開にかかる政策違反のさらなる調査を勧告しなかった³⁸⁾。

また、予備調査において「代替案の詳細な評価の欠如」があるという認識をもっていたにもかかわらず、経済評価の違反の調査を勧告しなかった。その際、パネルはこの政策違反の一応の(*prima facie*)証拠を確認しているものの、代替案を評価する業務は世銀マネージメントの機能であってパネルのものではないと述べた³⁹⁾。

5 - 4 理事会によるパネルの調査の承認

1995 年 2 月 3 日、理事会はパネルによって勧告された環境影響評価、非自発的移住および先住民族の問題に関し、アルン第 3 プロジェクトに対する調査の権限を与えた⁴⁰⁾。

ところが、IDA マネージメント(地域副総裁)は、理事会が調査を実施に関するパネル勧告を受理する前に、プロジェクトに関して理事会にあるプレゼンテーションをした。そこで述べられたことのなかには、パネルに提示されたマネージメントの返答のなかに記されていない情報が含まれていたが⁴¹⁾、これを受け、理事会の要請により、パネルはその新しい情報を与えられたうえで、理事会に対して返答を示すように求められた⁴²⁾。受理した文書の検討のあと、およびマネージメントとのさらなる議論のすえ、パネルは焦点をあてた 3 つの IDA 政策の違反についての調査に関する元来の勧告を再び行った⁴³⁾。その際、申し立て人はその会合もしくはさらなる情報について調査できず、パネルおよび理事会に対する世銀マネージメントの覚書に返答をする機会ももてなかった⁴⁴⁾。

結局最終的に、理事会は 3 つの政策違反まで範囲を狭めた形で調査を認めた。すなわちそれは、パネルに対して 1)道路アラインメントに関する決定は環境影響評価政策に従っているかどうか、2)先住民族の取り扱いが先住民族政策にしたがっているかどうか、そして 3)土地収用に関する影響を受けた人々への補償が世銀の非自発的移住に関する政策に従っているのかどうかということ調査する権限のみを認めるものであった⁴⁵⁾。申し立て人およびネパールの NGO は、理事会およびパネルに対して「調査は非常に狭い範囲のものであり、それは本プロジェクトに対する代替案の基本的な議論を無視するものである」と主張する抗議の書簡を送付したが、

調査の権限の変更はなされなかった⁴⁶⁾。

5-5 パネルによる調査

パネルの調査が承認されたあと、世銀マネージメントはネパールにミッションを送ることを決定し、そのミッションが帰還するとマネージメントはプロジェクトの改善策である行動計画(action plan)をパネルの調査の完了前に理事会に提出した。パネルは現地調査を行う際、また政策に従っているか評価する際に、その行動計画を考慮に入れている⁴⁷⁾。

そして、パネルは1995年6月21日に調査を終え、理事会に最終報告書を送った。パネルはプロジェクトの初期評価の失敗を指摘し政策違反を確認したが、同時に、マネージメントは3つの政策の要請に「実質的に応じて行動し、従う意思があった」⁴⁸⁾と報告するとともに、提案された行動計画に対する際立った反論をなさなかった。またプロジェクトの経済評価については、パネルの権限の範囲ではないとしておきながらも、プロジェクトに関する代替案の経済分析が不十分であることを指摘している⁴⁹⁾。

1995年6月、新しい世銀総裁となったジェームス・ウォルフエンソン(James Wolfensohn)は、彼に任命された世銀上級スタッフに指揮される包括的な調査を命令した。この調査の結論は、プロジェクトはネパール経済の基準に見合っていないというものであった。こうした判断結果を受けて、ウォルフエンソン総裁は、1995年8月に世銀として、アルン第3ダムに融資せずプロジェクトに対する支援を中止することを決定した⁵⁰⁾。

以上、アルンダムプロジェクトにおける査閲プロセスの一連の流れを説明してきた。ただし、そのプロセスの最終段階であるパネル調査報告に関しては、次章でその内容について若干触れたいと思う。パネルの調査機能を考察するには査閲プロセスを概観することに加え、調査報告の内容自体を把握することもまた、パネルが自身に与えられた機能を発揮しているのかどうかを確認するうえで必要であると思われるからである。

6 アルン第3ダムプロジェクトにおけるパネル調査報告書

既に説明したように、パネルは最終調査報告書を理事会に提出し、世銀はこの報告書で述べられている調査内容も判断材料の一つとして考慮し、アルンプロジェクトへの支援を中止するに至ったことは先に述べたが、パネルの調査報告では、環境影響評価(OD4.01)、先住民族(OD4.20)、および非自発的移住(OD4.30)に関する政策のIDAの不遵守に関するパネルの調査の過程が示され、見解がまとめられている。本調査の第1段階においてはワシントンにおいてスタッフにインタビューおよびデスクワークを行い、第2段階においてネパールにおける現地調査が行われた⁵¹⁾。ただし、本章では、報告書の中で記されている既述の3つの世銀政策にそった評価およびマネージメントの示した行動計画に対する評価についての概要のみ述べることに

する。

6-1 環境影響評価に関する評価

報告書によると、アルンダムプロジェクトの環境影響評価は、OD4.01の要請する諸基準をすべて考慮したうえで実施されていない。そのため、パネルは、その政策の遵守が十分ではないとしている⁵²⁾。また、プロジェクトに関する戦略および道路アラインメントが変更された際に、その影響に関する分析は完了していないことを指摘している⁵³⁾。

なお、過去に、社会および環境に関する専門家から構成される専門家パネル(Panel of Experts)の設立がなされたが、このパネルは、1992年の10月以来召集されていない⁵⁴⁾。また、当時のパネルの勧告はフォローアップされなかった。そのため本プロジェクトにおいて、時限的な専門家パネルの会合およびフォローアップを確保するメカニズムの必要性を説いている⁵⁵⁾。

具体的に指摘されている問題としてはまず、アルン峡谷の住民の雇用問題があり、アルン峡谷の住民の雇用に関する対策が不十分で、援助を受けたのは深刻な被害を受けた家族だけだったということが報告されている⁵⁶⁾。また、パネルは森林伐採だけでなく林地の保護および管理に対する注意が十分になされていないことも指摘している⁵⁷⁾。氷河湖決壊洪水(GLOF)の問題については、パネルの予備審査報告でリスクは現実に存在すると指摘されたことから、それをうけマネジメントはモニタリングを早急に行うべきであるとしている⁵⁸⁾。そして、道路維持対策に関しては、モンスーン洪水時に必要とされるものなので、それが実施されなければ、プロジェクトの遅滞およびより高いコストがかかるリスクがあるとしてこのための予算の分配を求めた⁵⁹⁾。

6-2 非自発的移住に関する評価

パネルは世銀が移住コンポーネントの監視を求める政策を実質的に遵守しなかったことを確認している⁶⁰⁾。また、プロジェクトにより影響を受ける人々の存在の確認およびその人々に対する補償の不十分さが問題であるということも指摘している。その内容は、一部の地域でアクセス道路によって深刻な被害を受ける家族が存在するが、彼らは援助を受けられなかったということ、さらに別の地域に同様に深刻な被害を受ける複数の家族が存在していることを確認したというものである⁶¹⁾。またネパール政府は土地を収用された家族の大部分に対して補償をしたことを報告しているが、所有権移転の法的問題は未解決な部分が多いということ⁶²⁾、そして、土地を収用された家族に対する援助も十分でなく、また移住させられた人々およびアルン渓谷の多くの住民のために必要な仕事やそのための訓練も保障されていないことを指摘している⁶³⁾。

さらに、移住計画の実施に関して、パネルは土地の収用プロセスおよび実施のモニタリングおよび評価をさらにフォローアップし、強化すべきであると考えており、移住問題を管理する政府の能力を強化することの重要性を指摘している⁶⁴⁾。また世銀によるモニタリングが不適切

なものであることも挙げている⁶⁵⁾。

6-3 先住民族に関する評価

パネルは、同プロジェクトに関し、人類学的見地からの調査をはじめプロジェクトのモニタリング等を含む、包括的なアプローチがとられていないことを述べた⁶⁶⁾。ただし、継続的なモニタリングに基づいてプロジェクトが実施されることを前提に、OD4.20 によって求められる()公的な協議を通じた参加、()土地所有権の保全、および()社会的および文化的に適正なコンポーネントをともなった行動計画の実施、という3つの行動はアルン峡谷の全住人にもひろげられるべきである、というマネジメントの提案を適正なものとした⁶⁷⁾。

6-4 地域的行動計画(RAP)に関する評価

上述した行動計画は、報告書では地域行動計画(Regional Action Plan、以下 RAP と略)という間接的な環境および社会的影響を処理する主要なメカニズムと説明されているが⁶⁸⁾、パネルは、それは OD4.01 および OD4.20 の要請に応じるべきのものと述べている⁶⁹⁾。またスタッフ審査報告の中で、RAP はプロジェクトに対して「必要不可欠なもの」とされているにもかかわらず、1994年8月時点では、計画作成はまだ完了していなかった。査閲プロセスの箇所ですべてが、この行動計画はパネルの調査の終了前に提出され、その後の調査の際に考慮された。

パネルは、RAP は「マネジメントが業務指令に従い続け、適切なフォローアップメカニズムが構築されるならばもしくはその限りにおいて適正である」と報告している⁷⁰⁾。またネパールの既存の組織・制度的能力および同国にプロジェクトの期限までに組織・制度的能力を高めるフィジビリティが存在しているのかどうかを考慮して、プロジェクト立案の際に提案された時間・コストの範囲内で RAP が実施可能かどうかを評価する必要があることを述べている⁷¹⁾。

ただし、パネルは、RAP は多くの異なる地域における多くの異なる計画、異なる実施機関による実施、および多くの異なるドナーによる融資をともなっており、RAP はこれら多くの異なる側面を調整しつづけなければならないという点で、ネパールによる実施可能性を疑問視している⁷²⁾。特に環境的措置に関して、パネルは、業務評価局(OED)⁷³⁾の調査がプロジェクトは継続的な監視の欠如だけでなく適正な組織・制度的能力を構築するために必要とされる労力を過小評価したために、しばしば問題が発生し、より多くの時間や見積り以上の費用を費やしたと指摘している⁷⁴⁾。

本章では、パネルの調査報告を詳細に分析するということはしなかったが、世銀の政策違反やプロジェクトに関する調査の失敗および調査の不足、プロジェクトに対する監視体制の不備というような問題があったということは認識できる。このことから、パネルの調査が適正かどうかはすぐに判断できないものの、少なくともパネルによる調査はプロジェクトの問題点を明らかにしていると思われる点において、今回のケースではパネルは調査機関としての業務を誠

実に遂行したといえるのではなからうか。

以上、これまでアルンダムプロジェクトにおける査閲プロセスの一連の流れおよび調査報告書について説明してきた。これらのことからわかることは、パネルは、結果的には調査業務を遂行することができたが、独立した機関とされてはいるものの、査閲プロセスのさまざまな場面で、マネージメント等パネル以外の世銀内部の機関の行動により、調査の実施に関して影響を受けているということである。査閲プロセスの公正さをともなった進展というものは、実際、世銀の外部のものによる評価やプロセスへの参加というものがそれを担保すると思われ、このプロセスにはそういう点が不足しているといえよう。そこで、他の機関の行動によるパネルの調査に対する影響、および世銀の外部からの査閲プロセスに対する評価ならびに参加という 2 つの観点をもとに、アルンダムプロジェクトにおける査閲プロセスの問題点を指摘したい。

7 アルンダムプロジェクトにおける査閲プロセスに関する問題点

7-1 申し立て人の適格性

パネルは申し立てを受け、調査の必要性があると判断すると、理事会に調査を勧告するが、その判断を下すための予備的な調査を行う際に、申し立てを行う申し立て人にその適格性 (eligibility) があるのかどうかを確認する。パネルの設立決議によると、「適格性のある」団体というものは世銀の政策および手続きを遵守しない結果として、直接に被害を受ける(もしくはその恐れがある)ものでなければならないとされている。また特別な場合には、その他の代表者も申し立てをできることになっている⁷⁵⁾。調査を行うかどうかを決定するのは理事会だが、この適格性の判断によっては、査閲プロセスの継続または終了が決定することになるので、査閲プロセスの初期段階では重要な作業といえる。今回のケースにおいても、適格性の認定に絡む問題があった。

(1) アルンダムケースにおける被害を受ける団体の解釈

理事会は、パネルの勧告を受理して調査を認める決定をする前に、申し立て人の適格性に関して世銀顧問の法的意見を求めた⁷⁶⁾。その法的意見のなかで、「被害を受ける団体」(affected party) という文言が世銀の政策および手続き違反によって被害を受ける 2 人またはそれ以上の人々を意味しているのかどうかということが議論されている⁷⁷⁾。

例えば、パネルの業務ガイドラインは被害を受ける団体を「2 人もしくはそれ以上の人々からなる団体」(any group of two or more people) であると述べている⁷⁸⁾。しかし、顧問の法的意見は、この解釈は「個々人からなる一つの団体」(a community of persons) として被害を受ける団体の概念を明確に説明している設立決議の解釈とは一致していないと指摘し、この決議の明確な文言は多くの個人により個人的に行われる申し立ては個々人からなる一つの団体によるそれとは

相容れないものであることを示している、としている⁷⁹⁾。つまり、個々人からなる団体が組合または企業のような法人格をもつ必要はないが、諸利益の共通性を代表する一つの団体でなければならない⁸⁰⁾。結局、この解釈の問題は世銀顧問による法的意見に対して理事会が同意することによって解決された⁸¹⁾。

(2)アルンケースにおける申し立て人の適格性判断

既述の査閲プロセスの説明においても触れているが、申し立てはアクセス道路の山ルートによって深刻な影響を受けたカトマンドゥの住人である2人の申し立て人および2人の(匿名の)申し立て人を代表してNGO「アルン関心グループ」によりなされた。しかし、現地の人物が匿名で申請したことは、世銀マネージメントおよび理事からの適格性についての疑念表明につながった。結局、パネルが、予備的調査によりカトマンドゥで申し立て人と面会し、適格性があると判断している⁸²⁾。

パネルはまた申し立てを匿名で受理するという手法を採用したが、それは申し立て人がパネルに接触することで危険に晒されることがあるので、それを防ぐために名前の公表を差し控えることに同意したものであり、業務ガイドラインのパラグラフ18(b)においてそれは具現化されている⁸³⁾。匿名をのぞむ人々をも申し立て人として認め、その人々を査閲プロセスに組み入れるシステムを確立したことは、名前の公表が申し立ての足を止めさせている可能性を考えると、申し立ての受理可能性を高めており評価できよう。

またカトマンドゥの申し立て人の一人はプロジェクト実施地域において生活をしていなかったが、プロジェクトの高いコストはネパール人すべておよびネパール経済全体に直接の深刻な影響をあたえるものであるために、直接的な影響を受けたと主張している⁸⁴⁾。パネルは、被害を受けた国を代表するという申し立てを認容することで、申し立て人資格が非常に広範なものになってしまったという認識をしており、それを適格性にかかる正当化事由として受け入れなかったが⁸⁵⁾、最終的にパネルは申し立てで述べられている実態の深刻な性質等を考慮すると、申立人の適格性に対する疑念という観点をもって申し立てを完全に拒否することは適正ではないと判断した⁸⁶⁾。

当初は「被害を受ける団体」の定義に関する見解が一致していなかったため、何人かの理事は申し立て人の適格性認定が適正でないと感じており、申し立て人の適格性に疑念を抱いたが、結局、理事会はコンセンサスで調査を認めた⁸⁷⁾。

たしかにネパール経済が重大な影響を受けるという理由で、プロジェクト実施地域の住民ではないネパール人に適格性を認めたことは広範な解釈をしているとも受け取れるかもしれない。しかし、世銀がプロジェクトを実施する際に、世銀政策および手続に違反があるという申し立てを受けた場合、申し立て人の適格性ばかりに議論を集中させるのは賢明ではない。申し立てで述べられる政策および手続の違反が事実かどうかを調査することがパネル設立の第一の目

的とするならば、申し立ての内容がある程度適正なものであるとみなされる場合、プロジェクト実施地域の住民でないにしても、申し立てを受けたプロジェクトにおける世銀の政策および手続きの違反の有無を確認することが優先されるべきなのである。適格性の議論への集中により、調査自体への関心および行動へ向ける力がそがれることがあるとすれば、そのほうが問題であろう。このような視点からすれば、今回のケースにおける適格性認定に関するパネルの判断は適正であったと思われる。

7-2 世銀マネージメントによる行動計画の提出の問題

先に述べたように、理事会はパネルの勧告に対してアルン第3プロジェクトに対する調査の権限を与えた。しかしながら、パネルがその調査を完了する前に、マネージメントはこれらの問題に取り組む行動計画を理事会に提出した。

設立決議では本調査により明らかにされた問題に対応すべく、世銀マネージメントが報告書を提出するということになっているのだが⁸⁸⁾、現実にはパネルの予備審査報告が理事会にだされる段階で、マネージメントはその計画を提出している。

これは、理事会に対するパネルの報告に対抗する返答として、マネージメントが申し立て人の適格性に対して疑念を提示するだけでなく、行動計画を準備し、既存の問題についての解決策を提案し、それによって調査の必要性を低下させるかあるいは不必要なものとするためである。その結果として、パネルによるさらなる調査を止めさせるか遅らせることができる。行動計画は、概して、理事会の会合そのもの、あるいは理事会に対して報告および勧告を提出するための会合の少し前のいずれかの時期に提出される⁸⁹⁾。このようにしてパネルはこれらの計画についての知識がないままで、意見を述べることを求められる。

とくにパネルの予備審査は問題の分析が十分になされるものではない。これは後で述べる情報公開の問題とも関わる問題でもあるが、世銀マネージメント側には情報は多く伝わり、パネルの文書も理事会の前に入手できるので、パネルの提出する報告にある程度対応した文書を作成できてしまう。本来本調査の報告と照らし合わせるべきだが、予備段階で提出することでパネルの本調査の実行可能性を低下させることになり、本調査の認められる数がそれほどではない一因ともなっている⁹⁰⁾。

しかし、決議および業務ガイドラインに従うならば、本来どんな行動計画も申し立てに対する初期の返答として提出されるかあるいはパネルの本調査の終了後最終勧告を提出する場合のどちらかにおいて、提案されるべきである。これはパネルの業務ガイドラインのパラグラフ 27 および 54 に規定されていることであるが、わざわざこれらの規定で行動計画が提出される時期を予定したのは、申し立て人やパネルの調査および評価というものを十分考慮して行動計画を作成し提出することが、査閲プロセスにおいて適正であるという認識に従ったからであろう。そのように考えると、マネージメントが行動計画を決議およびガイドラインで予定された時期

以外で提出するのは当該規定に違反するとも考えられる。また、予定されていない行動計画の提出を否定しない理事会の態度も無批判ではすまないはずである。

さらに、決議で予定されていない時期に提出される行動計画は、マネージメントおよび借入国以外の調査および評価を取り入れているのが疑わしい。例えば、申し立て人と協同して作成されたものではないし、またそれらの計画は申し立てによって挙げられた問題を必ずしも扱っていない。このような市民参加のない行動計画が果たして住民およびその他の市民の信用を得ることはできるであろうか。もし、マネージメントが申し立てへの誠実な反応として計画を作成するならば、マネージメントは計画の準備のために申し立て人および被害を受ける他の人々と会合を開き、最終的な計画は理事会の決定前に公表すべきである。そのようなプロセスをとるのであれば、申し立て人に自分たちの申し立てが行動計画に反映されているという自信を与えることになり、作成された行動計画も申し立て人および世銀両方の主張が反映したものとなるはずである。

7-3 査閲プロセスへの市民参加および世銀の情報公開の問題

情報公開がある程度なされないと、申し立て人および市民が査閲プロセスの進展を監視し評価しようとしても、その基礎となる文書が入手できず、審議および調査の内容あるいは進行状況すら把握できない。

例えば、マネージメントの返答は理事会による調査決定が行われないと公開されない⁹¹⁾。アルンケースでは、世銀マネージメントの返答のコピーは NGO に対するリークによって取得した⁹²⁾。また、理事会に対するパネルの最終報告のコピーは理事会が報告を受け取ってから2週間後まで公表されない⁹³⁾。申し立て人および市民がマネージメントの主張内容についての知識がないので、自分たちの国を代表する特定の理事たちに対して自分たちの主張を整えそれを伝えるなどして影響を与える機会をもてない一方、その間にマネージメントは理事会に影響を与えることが可能である。今回のケースでは申し立て人は、理事会が本調査を認めたあとにおいて、わずかな文書を利用できたにすぎない⁹⁴⁾。

世銀は情報を公開することに積極的ではない。パネルの元メンバーの記述によると、パネルは結論を出す過程で個人や団体に対してヒアリングをする(決議もそのようなヒアリングを行うことを禁じていない)が、パネルの調査を促進するために催されたヒアリングはパネルメンバーのロビイングまたは他の彼らの業務に影響を与える第三者による企てのために利用されるものではない、としている。また、理事会会合の内容についても、理事会の手続き規則により審議プロセスの完全性を保障し、ある特別な結果にある特別な関心を持つ他の団体からの圧力から理事たちを保護することが要請されている⁹⁵⁾、ということである。つまり、パネルメンバーのヒアリングというものがあるから、そこで情報を収集することを認めるものの、それ以外は、世銀側の審議を外部からの圧力から保護するために外部の者の査閲プロセスへの参加は否定し

ているというわけなのであろう。

しかしながら、パネルに対するマネージメントの返答、パネルの最終報告など多くの文書を遅滞なく公表することは問題を多くの人の目にさらすことになり、査閲プロセスがより客観的なものになることにつながる。それにより、各々の査閲プロセスの段階で公正さやより高い次元でのアカウントビリティが保たれることとなり、市民の主張を取り入れたプロジェクトの実施という観点からすれば、それはかえって良策となる。

世銀の部外者が査閲プロセスを監視し評価するためには、パネルの現地調査においてパネルのメンバーと話しあう際に情報を入手するか文書がリークされるのを待っているしかない。かりにパネル、理事会およびマネージメントなどが世銀の外部から圧力を加えられることがあったとしても、査閲プロセスが適正に進行しない結果として、住民が被害を受けるほうがより重大な問題ではなかろうか。パネルは本ケースの予備調査報告書の中で、情報公開についてはそれ自体が目的でなく、むしろ被害を受けた人々がプロジェクトの代替案の立案および検討に参加する能力を高める手段であることをのべているが⁹⁶⁾、そのような理念を尊重するなら、より有効な情報公開というものがまさに優先されるべきである。

また、市民が情報を得てそれを分析し、その結果出された評価を世銀の評価と比較検討する場を設け、可能な限り市民がそれに参加することも、住民を考慮したプロジェクトの実現につながるであろう。

結びにかえて

本稿では、アルンダムプロジェクトという一つのケースに注目してパネルの実行を若干考察してきた。パネルは申し立て人の適格性認定において、申し立て人の一部がプロジェクト地域の住民ではなくても、世銀の政策や手続きの不遵守による被害の状況に鑑み、決議の文言に必要以上にとらわれずに受理した。そして、理事会がパネルの勧告を受け、調査を認めたのち、プロジェクトの問題点を指摘したパネルの調査報告書が提出された。その後、それが判断材料の一つとされ、結果としてプロジェクトが中止となった。その一連の流れを概観し、他のケースでは申し立てがなされても本調査があまり認められていないという事実を鑑みれば、本ケースはパネルが調査機関として機能することができたケースであると評価することができよう。とはいえ、それでも査閲プロセスをある程度具体的に追ってみると、表面的な結果からだけでは知ることのできない以下にみられる様々な問題点が浮かび上がってきた。

第一に、申し立て人の適格性認定。最終的には理事会はコンセンサスで適格性を認めたが、マネージメントおよび理事の一部は適格性に対して疑念を示しつつげた。調査を必要とする状況を考慮したパネルの適正な判断に対して、マネージメントおよび理事の一部の反応は、適格性認定が調査を遅滞もしくは中止させるための一つ的手段となりうることを示した。

第二に、マネージメントの行動計画の提出に関する問題。本来設立決議および業務ガイドラインで予定されていない時期に提出する行動計画は当該規定違反とも考えられ、またそのような行動計画はパネルや申し立て人の主張を十分に評価して作成されていないために、内容も不十分である可能性が高い。またそのような行動を認める理事会にも問題があるといえよう。

最後に、査閲プロセスへの市民参加および情報公開の問題が指摘される。決議で定められているとはいえ、今回のケースでは、申し立て人はマネージメントの返答をリークでしか手に入れることができなかった。また、本調査決定までマネージメント返答への対応ができず、本調査終了前に提出された行動計画に対しても同様だった。情報公開ができる限り認められていれば、多くの文書が公になることで多角的な視点から査閲プロセスが評価されることになる。プロジェクト遂行に間違いがあった場合に、世銀に属さない者でも、それを指摘したり反論することも可能となる。

これらの問題を概観するに、問題の根本は、やはり世銀がプロジェクトを進めるうえで自ら予定している結果の実現をできるだけ貫徹しようとする姿勢にあると思われる。これは世銀の「承認の文化」といわれるものの所産であろう。確かにパネルが存在していないときに比べると、パネルの設立によりプロジェクトの内容やその決定プロセスの透明化が図られ、公的にアカウントビリティを果たすようにはなったといえる。ただし、その透明化およびアカウントビリティの程度というものをどこまでにするかということに関して、結局世銀はその決定権を手離そうとはしていないように思われる。その現れが、決議で規定されているパネルの調査に関する理事会の決定権限であるし、パネルの調査を巧妙に遅滞させもしくは中止させることを可能とする様々な手段でもあった。ただ、今回のケースの調査報告を概観する限りにおいて、パネルは本格的な調査を行うことを認められれば、調査によりプロジェクトの問題点を明らかにし、それを公にするという期待されている機能をそれなりに果たしていると評価できよう。

本稿では、本調査の段階まで進展した一つの典型的なケースに着目するという手法をとったため、その結果として、多様なケース分析を基礎とした詳細で多角的な考察はおこなえなかった。今後は、より多くのケースの分析を通じて、そのような考察をおこなうことを課題とした。

<注>

- 1) 鷲見一夫『世界銀行 開発金融と環境・人権問題』(有斐閣、1994年)328-336頁、川村暁雄「世界銀行の査閲パネルの機能と課題」フリーフィンク・ペーパー・シリーズ『持続可能な開発と国際援助』(JACSES、1999年7月)、Ibrahim F.I. Shihata, *The World Bank Inspection Panel: In Practice* (2nd ed.), 2000; Lori Udall, *The World Bank Inspection Panel: A Three Year Review*, 1997; Alvaro Umaña, ed., *The World Bank Inspection Panel: The First Four Years*, 1998などを参照するとよい。
- 2) ナルマダダムプロジェクトは、インド中西部に流れるナルマダ川に巨大ダムを建設することを目的としたものである。このプロジェクトのもとでは、およそ15万人以上が立ち退かされたが、その大多数は、少数部族である。環境アセスメントもおこなわれず、国内外での批判および反対運動が拡大するにあたって、世銀は独立した第三者機関の評価を受けることに同意した。ナルマダとは反対に、インドネ

- シアのクドゥン(Kedung)ダムやタイのパクムン (Pak Mun) ダムのプロジェクトでは、立ち退きや環境破壊の問題があるものの、世銀は何も措置をとらず、また国内外からの批判が続出したにもかかわらず、融資を続けた。ナルマダ問題の一連の経過は、鷲見一夫「アメリカの河川政策の転換が、世界の大規模ダム建設に及ぼす波紋」 公共事業チェック機構を実現する議員の会『アメリカはなぜダム開発をやめたのか/公共事業チェック機構を実現する議員の会編』(築地書館、1996年)127-132頁にて把握できる。
- 3) 世銀には内部監査機関として業務評価局(OED)がある。OEDは、毎年、完了済みの貸出プロジェクトの評価を行い、報告書を作成する。OEDは世銀の一部局であるが、評価活動の客観性を保つために、独立の地位が保障されている。OEDの報告書は、内部文書として取り扱われ、一般には公表されていない。
 - 4) モース調査団は元国連開発計画(UNDP)事務局長のモースを団長とした独立調査団であるが、この調査団の目的は、ナルマダ問題における住民立ち退きの問題と環境影響の評価である。モース報告書は、ナルマダ問題に関して、環境・移住・先住民に関するガイドライン、さらには貸出協定そのものが遵守されていないことを指摘して、世銀貸出の停止を勧告した。Bradford Morse and Thomas R. Berger, *Sardar Sarovar: The Report of the Independent Review*, 1992.
 - 5) Portfolio Management Task Force, *Effective Implementation: Key to Development Impact*, World Bank, 1992, p. . 世銀貸出の実行状況を懸念して、その原因を調査し、対策を講じる目的で、プレストン世銀総裁は、1992年2月に、ワッペンハンス(Willi Wapenhans)副総裁を調査団長にし、8名の世銀スタッフで構成される「資産管理タスクフォース」(Portfolio Management Task Force)を組織した。Portfolio Management Task Force, *Effective Implementation: Key to Development Impact*, Annex E, World Bank, 1992.
 - 6) *IBRD Resolution No.93-10 and the identical IDA Resolution No.93-6, both adopted by the Executive Directors of the respective institutions on September 22, 1993.* (以下、The Resolution establishing the Inspection Panel)
 - 7) 査閲パネルのウェブページを確認すると良い。http://wbln0018.worldbank.org/ipn/ipnweb.nsf
 - 8) Inspection Panel, *Operation Procedures, as adopted by the Panel on August 19, 1994*, Introduction
 - 9) Umaña, *op.cit.*, n.1, p.326.
 - 10) 世銀グループに含まれる機関には、その他 IFC(国際金融公社)および MIGA(多数国間投資保障機関)がある。NGOはこれらの機関にもパネルの権限が及ぶよう要請している。これらのプロジェクトには調査が必要な問題プロジェクトが多いとされている。Lori Udall, "The World Bank and Public Accountability: Has Anything Changed?," in Jonathan A. Fox, L. David Brown eds., *The Struggle for Accountability: The World Bank, NGOs, and Grassroots Movements*, 1998, p.422.
 - 11) *The Resolution establishing the Inspection Panel*, para. 24.
 - 12) *1996 Clarification of Certain Aspects of the Resolution Establishing the Inspection Panel*, September 30, 1996 (Eligibility and Access)
 - 13) *Operation Procedures*, Introduction
 - 14) *The Resolution establishing the Inspection Panel*, para.14.
 - 15) *Ibid.*, para.18.
 - 16) *Ibid.*, para.19.
 - 17) *Ibid.*, para.20.
 - 18) *Ibid.*, para.21.
 - 19) *Ibid.*, para.22.
 - 20) *Ibid.*, para.23.
 - 21) 鷲見・前掲論文(注4)138-139頁。
 - 22) 鷲見・前掲論文(注4)139-140頁。
 - 23) 長谷川憲絵「90年代の開発援助と途上国の国家開発 アルン第3ダム建設計画の争点・論点を探る」『国際開発ジャーナル』465号(1995年8月)32頁。
 - 24) ネパールのNGO「エネルギー同盟」の文書を参考にした。例えば、Alliance for Energy, *White Paper No.2*, December, 1993.
 - 25) 世銀は業務の指針とするため、多数の方針文書を作成している。当初は、理事により承認される業務指令(Operation Directive)が指針の中でも特に義務的なものとして、パネルの依拠する主要な方針文書にされた。現在は業務指令や業務マニュアル声明(OMS)などとして過去に規定されていた文書を1)業務指針(Operation Policies)、2)世銀手続き(Bank Procedures)、3)最善の実行(Good Practice)に区分している。そのうち1)および2)が義務的なものとして認識され、その違反についてパネルに提起できる。川村・前掲論文(注1)4頁。
 - 26) *Request for Inspection: Panel Recommendation – Nepal Arun Proposed Hydroelectric Project (IDA/SecM94-378)*, December 16, 1994, paras. 4-5, 10-11, 14; Alliance for Energy, *White Paper No.2*, December, 1993.
 - 27) プロジェクトの適正なリスク分析も完了してないと主張している。 *Ibid.*, paras.10-11, 32-33.

- 28) *Ibid.*, paras. 32-33.
- 29) *Ibid.*, paras. 54, 58, 63.
- 30) *Ibid.*, para.86.
- 31) *Ibid.*, paras.71-73.
- 32) *World Bank Staff Appraisal Report, Arun Hydorolectric Project*, August 29, 1994, p.1.
- 33) *Request for Inspection, op.cit.*, paras. 12-13, 15.
- 34) *Ibid.*, paras. 55,59,64.
- 35) *Ibid.*, paras. 34,74.
- 36) Shihata, *op.cit.*, n.1, p.102.
- 37) *Request for Inspection , op.cit.*, para. 57.
- 38) *First Annual Report of Inspection Panel(August 1,1994 to July 31,1996)*, October, 1996, P.14.
- 39) *Ibid.*, pp.14-15.
- 40) *Ibid.*, p.16.
- 41) *Ibid.*,p.15.
- 42) *Ibid.*
- 43) *Ibid.*
- 44) Udall, *op.cit.*, n.1, pp. 19-20.
- 45) *First Annual Report, op.cit.*, P.16.
- 46) *Ibid.*
- 47) *Inspection Panel Investigation Report, Nepal, Arun Proposed Hydroelectric Project and Restructuring of IDA Credit 2029-NP*, June 21, 1995, para.3.
- 48) *Ibid.*, Conclusions.
- 49) *First Annual Report, op.cit.*, p.17.
- 50) *Ibid.* これについて世銀は、1)ネパール政府にはプロジェクトの環境および社会への影響緩和措置を実行する組織・制度的能力が欠如していること、2)プロジェクトにおける高いコストは重大な社会支出にしわ寄せがくる可能性があること、そして3)プロジェクトに融資する共同融資者からのコミットメントが不安定となる、という3つの主要な考慮を基礎にして決定した。The World Bank, *News Release No. 96/s008*
- 51) *Investigation Report, op.cit.*, para.1.
- 52) *Ibid.*, para.73.
- 53) *Ibid.*, para.74.
- 54) *Ibid.*, para.75.
- 55) *Ibid.*, para.80.
- 56) *Ibid.*, paras.101-102.
- 57) *Ibid.*, para.105.
- 58) *Ibid.*, para.107.
- 59) *Ibid.*, para.108.
- 60) *Ibid.*, para.46.
- 61) *Ibid.*, para.25.
- 62) *Ibid.*, para.27.
- 63) *Ibid.*, para.25.
- 64) 報告書では、アルンとは別のネパールにおける水力発電プロジェクトの事後評価にふれており、そのなかの移住計画の実施に関する報告の内容に同意している。 *Ibid.*, para.125.
- 65) *Ibid.*,para.125.
- 66) *Ibid.*, para.112.
- 67) *Ibid.*,paras.126-127.
- 68) *Ibid.*, para.129.
- 69) *Ibid.*, para.128.
- 70) *Ibid.*, Conclusions.
- 71) *Ibid.*, para.134.
- 72) *Ibid.*, para. 32.
- 73) 注3で OED の説明をしている。
- 74) *Ibid.*, para.134.
- 75) *The Resolution establishing the Inspection Panel*, para. 12.

- 76) この法的意見は、実際のケースにおけるパネルの報告や勧告に対する評価をしないで、一般的にパネルが調査を勧告するかどうかという予備調査におけるパネルの役割の範囲を詳細な点で議論している。*Role of the Inspection Panel in the Preliminary Assessment of Whether to Recommend Inspection*, Legal Opinion of the Senior Vice President and General Counsel, January 3, 1995 (SecM95-11, January 3, 1995).
- 77) Shihata, *op.cit.*, P.104.
- 78) *Operation Procedures*, *op.cit.*, para. 4(a).
- 79) Sabine Schlemmer-Schulte, “The Inspection Panel’s Case Law,” in Gudmundur Alfredsson, Rolf Ring eds., *The Inspection Panel of World Bank :A Different Complaints Procedure*, 2001, P.91.
- 80) *Ibid.*
- 81) ただし、のちに行われたパネル「見直し」作業を経て、「共通の利益や関連性を共有する2人もしくはそれ以上の人々からなる被害を受ける人々」と現在は定義されている。*Clarification*, *op.cit.*, P.1 and 1999 *Conclulsion of the Board’s Second Review of the Inspection Panel*, para.9.a.
- 82) *First Annual Report*, *op.cit.*, p.14.
- 83) Richard E. Bissell, “Institutional and Procedural Aspect of Inspection Panel,” in Gudmundur Alfredsson, Rolf Ring eds., *The Inspection Panel of World Bank :A Different Complaints Procedure*, 2001, p.115
- 84) 決議の適格性規定をいかに扱うかが明らかではないので、彼らはアルン第3プロジェクトと関係を持つために被害をうける立場として、さまざまな種類の申し立てをすることを考えていた。*Ibid.*
- 85) *Ibid.*
- 86) *Request for Inspection*, *op.cit.*, para. 7.
- 87) マネージメントはパネルの調査に対する理事会のコントロールを考慮し、パネルへの返答のなかではアルンの申立て人の適格性への疑念を示していないものの、理事会との会合などでそれを示すことで理事会に影響を与えている。Udall, *op.cit.*, n.12. p.420
- 88) *The Resolution establishing the Inspection Panel*, *op.cit.*, para. 23.
- 89) Umaña, *op.cit.*, n.1, P.324.
- 90) 川村・前掲論文(注 1)6 頁。
- 91) *The Resolution establishing the Inspection Panel*, *op.cit.*, para.19.
- 92) Udall, *op.cit.*, n.10, p.418.
- 93) *The Resolution establishing the Inspection Panel*, *op.cit.*, para.23.
- 94) Udall, *op.cit.*, n.10, p.418.
- 95) Shihata, *op.cit.*, n.1, p.217.
- 96) *Request for Inspection*, *op.cit.*, para.69.